

交通 DX 等労働生産性向上事業補助金に関する Q&A

令和 8 年 5 月

(一社)兵庫県トラック協会

■業務効率化事業（運行等管理システム、車両動態管理システム）

（予約受付システム、ASNシステム、受注情報事前確認システム、パレット等管理システム、配車計画システム、車両動態管理システム、求貨求車システム、運行・労務管理システム、契約書電子化システム）

【1. 申請方法等】

問1. インターネット申請はできますか。

答. できません。

問2. 複数の支店、営業所でシステムを導入している場合は、それぞれの営業所ごとに申請を行えばよいのでしょうか。

答. 本社（県内主要拠点）が取りまとめて申請を行ってください。

【2. 補助対象】

問1. 補助対象経費となる「システムの導入に係る初期費用」とは、どのようなものですか。

答. システム導入時に「初期費用」等として請求されるもののうち、クラウド構築費（クラウド利用のための初期セットアップ費用）、操作方法指導料等があります。またシステム構成上必要な設備費も対象となりますが、スマートフォン、タブレット端末、パソコン本体等の他の業務等に転用可能な汎用機器は対象外となります。なお、月額利用料は対象となりません。

問2. 補助対象となる機能以外も付加されているシステムを導入した場合、補助対象となりますか。

答. 本補助事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されている場合は補助対象となりません。申請時に個別に判断しますので、申請書類で全体の機能がわかる資料を提出してください。

問3. 補助対象システムは補助金が交付されてから最低何年使用しなければなりませんか。

答. 補助対象システムは、使用しなければならない期間はありません。但し、使用をやめることについて不正行為の疑いがある場合には、本事業交付要綱に定められている交付決定の取消し、補助金の返還の対象となりますのでご注意ください。

問4. 補助金の交付を受けたデジタコ車載器は、財産処分制限期間である5年間の保有義務が生じますが、その期間内に搭載した車両を処分する場合はどうなりますか。

答. 他にデジタコを搭載できる車両（同じシステムで管理できる車両）があれば、補助金の目的外使用にあらず、財産処分申請は必要ありません。搭載できる車両がなければ補助金返還対象となります。

問 5. 補助対象システムの導入を検討しています。見積書の項目に「年額利用料」と記載された項目があり、「導入時には最低1年分の利用料のお支払いが必要です。」と書かれています。この場合、「年額利用料」を補助対象導入システムの導入に係る初期費用として申請することは可能ですか。

答. 補助対象システムの利用料は、月額利用料として毎月一定額を支払う場合は補助対象経費とは認められません。加えて、導入時に一定額を前払いとする場合も補助対象経費とは認められません。導入時に最低1年分の利用料の支払いが必要とされて一括で支払う年額利用料は「補助対象外」となります。

【4. 申請書類等】

問 1. 見積書や請求書、支払を証する書類に型番や製造番号などの記載がない場合はどのようにすればよいですか。

答. 所定の様式に記載がない場合には、システム販売会社等が手書きで追記してください。なお、その際は記入者の所属会社名、氏名の記入と押印を併せてお願いします。

問 2. リース契約書に型番等の記載がない場合は、どのようにしたらよいですか。

答. 契約書のほかに、型番等の記載がある書類（物件引取証等）を必ず提出してください。

問 3. 書類の中に写真を提出することになっていますが、カラー必須ですか。

答. 原則として、カラーによる提出をお願いします。なお、カラーによる提出が困難な場合は白黒による提出でも構いませんが、その際は車両ナンバーや銘板の文字等写真の内容が判別できるように鮮明なものを必ず提出してください。もし白黒で内容が判別できない場合は、再提出を求める場合があります。

【5. その他】

問 1. 申請受付期間内に申請数が予算額を超過した場合は、受付を締め切るのでしょうか。

答. 申請書類は先着順に受け付け、申請が予算額に達する直前で受付を締め切ります。したがって、申請数が予算額を超過した場合は受付最終日を待つことなく受付を締め切ります。受付締切後に到着した申請は受理いたしませんので、予めご了承ください。

問 2. 補助金の支払い時期はいつですか。

答. 補助金の支払は2027年2月末頃を予定しています。

※Q&Aの内容は掲載後、修正・変更させていただく場合があります。